

相模原市建築基準条例(平成11年相模原市条例第47号) 新旧対照表

旧	新
<p>○相模原市建築基準条例 平成11年12月22日 条例第47号</p> <p>(略)</p> <p>第5章 特殊建築物</p> <p>(略)</p> <p>第2節 避難施設等 (直通階段の幅等)</p> <p>第14条 <u>避難階又は地上に通ずる利用者用の</u>直通階段は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 幅は、1.3メートル以上とすること。</p> <p>(2) 回り段を設けないこと。</p> <p>2 前項第1号の規定は、建築物の用途を変更して児童福祉施設等の用途に供する場合においては、適用しない。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 学校</p> <p>(略)</p> <p>(木造等の校舎と隣地境界線との距離)</p> <p>第19条 学校の用途に供する木造建築物等(耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物(同項各号のいずれにも該当しない建築物で、同項の規定に適合する特殊建築物の<u>主要構造部</u>に必要とされる性能を有し、かつ、同項に規定する開口部への防</p>	<p>○相模原市建築基準条例 平成11年12月22日 条例第47号</p> <p>(略)</p> <p>第5章 特殊建築物</p> <p>(略)</p> <p>第2節 避難施設等 (直通階段の幅等)</p> <p>第14条 <u>利用者が日常利用する避難階若しくは地上に通ずる直通階段又は政令第120条の規定により設置する</u>直通階段は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 幅は、1.3メートル以上とすること。<u>ただし、手すり等が設けられた場合にあつては、当該手すり等の幅が10センチメートルを限度として、ないものとみなして算定する。</u></p> <p>(2) 回り段を設けないこと。</p> <p>2 前項第1号の規定は、建築物の用途を変更して児童福祉施設等の用途に供する場合においては、適用しない。</p> <p>(略)</p> <p>第3節 学校</p> <p>(略)</p> <p>(木造等の校舎と隣地境界線との距離)</p> <p>第19条 学校の用途に供する木造建築物等(耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物(同項各号のいずれにも該当しない建築物で、同項の規定に適合する特殊建築物の<u>特定主要構造部</u>に必要とされる性能を有し、かつ、同項に規定する開口部へ</p>

火設備が設けられたものを含む。以下同じ。)を除く。)にあつては、その主要な建築物の外壁と隣地境界線との距離は、3メートル以上としなければならない。ただし、市長がその規模、構造又は周囲の状況により避難上及び消火上支障がないと認めて許可した場合には、この限りでない。

#### 第4節 共同住宅、寄宿舎、下宿、児童福祉施設等及び長屋 (設置の禁止)

第21条 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに掲げる建築物で、これらの用途に供する部分の主要構造部が1時間準耐火基準に適合する準耐火構造でないものの上階に設けてはならない。

- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、マーケット若しくは公衆浴場の用途に供する建築物又は法別表第2(と)項第4号に規定する建築物
- (2) 公会堂、集会場、展示場、キャバレー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場又は倉庫(不燃性の物品を貯蔵するものを除く。)の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
- (3) 物品販売業を営む店舗又は飲食店の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの

(略)

(共同住宅等の階段)

第23条 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する木造建築物等(耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物を除く。)で、その2階における居室の床面積の合計が50平方メー

の防火設備が設けられたものを含む。以下同じ。)を除く。)にあつては、その主要な建築物の外壁と隣地境界線との距離は、3メートル以上としなければならない。ただし、市長がその規模、構造又は周囲の状況により避難上及び消火上支障がないと認めて許可した場合には、この限りでない。

#### 第4節 共同住宅、寄宿舎、下宿、児童福祉施設等及び長屋 (設置の禁止)

第21条 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに掲げる建築物で、これらの用途に供する部分の主要構造部が1時間準耐火基準に適合する準耐火構造でないもの(特定主要構造部が耐火構造でないものを含む。)の上階に設けてはならない。

- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、マーケット若しくは公衆浴場の用途に供する建築物又は法別表第2(と)項第4号に規定する建築物
- (2) 公会堂、集会場、展示場、キャバレー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場又は倉庫(不燃性の物品を貯蔵するものを除く。)の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
- (3) 物品販売業を営む店舗又は飲食店の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの

(略)

(共同住宅等の階段)

第23条 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する木造建築物等(耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物を除く。)で、その2階における居室の床面積の合計が50平方メ

トルを超える場合においては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けなければならない。

2 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物のうち、主要構造部が不燃材料で造られている建築物(主要構造部を耐火構造とした建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物を除く。)でその2階における居室の床面積の合計が100平方メートルを超える場合においては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けなければならない。

3 前2項の規定は、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物(階段の部分と当該階段の部分以外の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。))とが間仕切壁又は政令第112条第19項第2号に規定する構造の戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)で区画されている建築物に限る。)については、適用しない。

(略)

(長屋の構造等)

第27条 3階を長屋の用途に供する建築物(階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のもの(政令第110条の5の技術的基準に適合する警報設備を設け、かつ、<sup>たて</sup>堅穴部分と当該堅穴部分以外の部分を間仕切壁又は政令第112条第19項第2号に規定する構造の戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)で区画したものに限る。)を除く。)は、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物であって市長が別に定める基準に適合するものとし、4階以上の階を長屋の用途に供する建築物は耐火建築物としなければならない。ただし、重ね建て長屋の用途に供する部分のない建築物にあつては、準耐火建築物又は市長が別に定める構造方法を用いるものとすることができる。

2 長屋の用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以

トルを超える場合においては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けなければならない。

2 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に供する建築物のうち、主要構造部が不燃材料で造られている建築物(特定主要構造部を耐火構造とした建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物を除く。)でその2階における居室の床面積の合計が100平方メートルを超える場合においては、その階から避難階又は地上に通ずる2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けなければならない。

3 前2項の規定は、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物(階段の部分と当該階段の部分以外の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。))とが間仕切壁又は政令第112条第19項第2号に規定する構造の戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)で区画されている建築物に限る。)については、適用しない。

(略)

(長屋の構造等)

第27条 3階を長屋の用途に供する建築物(階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のもの(政令第110条の5の技術的基準に適合する警報設備を設け、かつ、<sup>たて</sup>堅穴部分と当該堅穴部分以外の部分を間仕切壁又は政令第112条第19項第2号に規定する構造の戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)で区画したものに限る。)を除く。)は、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物であって市長が別に定める基準に適合するものとし、4階以上の階を長屋の用途に供する建築物は耐火建築物としなければならない。ただし、重ね建て長屋の用途に供する部分のない建築物にあつては、準耐火建築物又は市長が別に定める構造方法を用いるものとすることができる。

2 長屋の用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以

上の建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

- 3 長屋の各戸の界壁の長さは、2.7メートル以上としなければならない。
- 4 長屋の各戸は、直接外気に接する開口部を2面以上の外壁に設けなければならない。

(新設)

(略)

#### 第5節 ホテル及び旅館

(構造)

第29条 防火地域外のホテル又は旅館の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以上のものは、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。

(新設)

(廊下及び階段の幅)

第30条 ホテル又は旅館の用途に供する建築物の宿泊室の床面積の合計が100平方メートルを超える階における客用の廊下の幅は、次に定めるところによらなければならない。ただし、床面積の合計が30平方メートル以内の室に通ずる専用のものについては、この限りでない。

- (1) 両側に居室がある場合にあつては、1.6メートル以上とすること。

上の建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。

- 3 長屋の各戸の界壁の長さは、2.7メートル以上としなければならない。
- 4 長屋の各戸は、直接外気に接する開口部を2面以上の外壁に設けなければならない。

5 第1項及び第2項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8に規定する部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、第1項及び第2項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(略)

#### 第5節 ホテル及び旅館

(構造)

第29条 防火地域外のホテル又は旅館の用途に供する建築物で、2階におけるその用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以上のものは、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。

2 前項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8に規定する部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(廊下及び階段の幅)

第30条 ホテル又は旅館の用途に供する建築物の宿泊室の床面積の合計が100平方メートルを超える階における客用の廊下の幅は、次に定めるところによらなければならない。ただし、床面積の合計が30平方メートル以内の室に通ずる専用のものについては、この限りでない。

- (1) 両側に居室がある場合にあつては、1.6メートル以上とすること。

(2) 前号に規定する場合以外の場合にあつては、1.2メートル以上とすること。

2 前項の階における客用の廊下から避難階又は地上に通ずる客用の直通階段のうち1以上の直通階段の幅は、1.2メートル(屋外に設けるものにあつては、90センチメートル)以上としなければならない。

(略)

(棚状寝所を有するホテル及び旅館の構造)

第31条 ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、棚状寝所を有する宿泊室の床面積の合計が150平方メートルを超えるものは、主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造としなければならない。

2 ホテル又は旅館の用途に供する木造建築物等(耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物を除く。)は、棚状寝所を有する宿泊室の床面積の合計が75平方メートルを超えるものを2階に設けてはならない。

3 前2項の規定は、棚状寝所が1人専用に区画され避難上支障がないものについては、適用しない。

(新設)

(略)

第7節 興行場等

(略)

(前面空地)

第40条 興行場等の客用の屋外への主要な出口と道路の境界線との

(2) 前号に規定する場合以外の場合にあつては、1.2メートル以上とすること。

2 前項の階における客用の廊下から避難階又は地上に通ずる客用の直通階段のうち1以上の直通階段の幅は、1.2メートル(屋外に設けるものにあつては、90センチメートル)以上としなければならない。  
ただし、手すり等が設けられた場合にあつては、当該手すり等の幅が10センチメートルを限度として、ないものとみなして算定する。

(略)

(棚状寝所を有するホテル及び旅館の構造)

第31条 ホテル又は旅館の用途に供する建築物で、棚状寝所を有する宿泊室の床面積の合計が150平方メートルを超えるものは、主要構造部を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造(特定主要構造部を耐火構造とする場合を含む。)としなければならない。

2 ホテル又は旅館の用途に供する木造建築物等(耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物を除く。)は、棚状寝所を有する宿泊室の床面積の合計が75平方メートルを超えるものを2階に設けてはならない。

3 前2項の規定は、棚状寝所が1人専用に区画され避難上支障がないものについては、適用しない。

4 第1項及び第2項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8に規定する部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、第1項及び第2項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(略)

第7節 興行場等

(略)

(前面空地)

第40条 興行場等の客用の屋外への主要な出口と道路の境界線との

間には、客席の床面積の合計の区分に応じて、次の表に掲げる間口(空地の幅をいう。以下同じ。)及び奥行き(道路の境界線からの距離)を有する前面空地を設けなければならない。

客席の床面積の合計	主要な出口が道路に面している場合		主要な出口が道路に面していない場合	
	間口	奥行き	間口	奥行き
200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	第42条第1項に規定する客用の屋外	2メートル以上	5メートル以上	当該道路から最も離れた客用の屋外への
300平方メートルを超え600平方メートル以下のもの	への出口の幅の合計以上	3メートル以上	6メートル以上	主要な出口の端までの長さ以上
600平方メートルを超えるもの		4メートル以上	8メートル以上	

2 興行場等の用途に供する建築物の主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造の場合には、前項の前面空地に相当する部分に次の各号に定める構造の歩廊を設け、又はその部分を第1号及び第3号に定める構造のポーチ(これに類するものを含む。)とすることができる。

- (1) 内法の高さは、3メートル以上とすること。
- (2) 主要構造部は、耐火構造とし、又は不燃材料で造ること。

(3) 通行上支障がある位置に柱、壁その他これらに類するものを設けないこと。

3 興行場等の客用の屋外への出口で、道路に面して設けるものは、道路の境界線から1メートル以上後退して設けなければならない。

4 興行場等の用途に供する木造建築物等(耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物を除く。)の1階の外

間には、客席の床面積の合計の区分に応じて、次の表に掲げる間口(空地の幅をいう。以下同じ。)及び奥行き(道路の境界線からの距離)を有する前面空地を設けなければならない。

客席の床面積の合計	主要な出口が道路に面している場合		主要な出口が道路に面していない場合	
	間口	奥行き	間口	奥行き
200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	第42条第1項に規定する客用の屋外	2メートル以上	5メートル以上	当該道路から最も離れた客用の屋外への
300平方メートルを超え600平方メートル以下のもの	への出口の幅の合計以上	3メートル以上	6メートル以上	主要な出口の端までの長さ以上
600平方メートルを超えるもの		4メートル以上	8メートル以上	

2 興行場等の用途に供する建築物の特定主要構造部又は屋根を除く特定主要構造部が耐火構造の場合には、前項の前面空地に相当する部分に次の各号に定める構造の歩廊を設け、又はその部分を第1号及び第3号に定める構造のポーチ(これに類するものを含む。)とすることができる。

- (1) 内法の高さは、3メートル以上とすること。
- (2) 特定主要構造部を耐火構造とし、又は主要構造部を不燃材料で造ること。

(3) 通行上支障がある位置に柱、壁その他これらに類するものを設けないこと。

3 興行場等の客用の屋外への出口で、道路に面して設けるものは、道路の境界線から1メートル以上後退して設けなければならない。

4 興行場等の用途に供する木造建築物等(耐火建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項の規定に適合する建築物を除く。)の1階の外

壁は、その外周の長さの5分の3以上が幅1.5メートル以上の空地に面していなければならない。

(敷地内通路)

第41条 興行場等の客用の屋外への出口が道路、公園、広場又は前条第1項に規定する前面空地に直接面しない場合には、その出口からこれらに通ずる敷地内通路を設けなければならない。

2 前項の敷地内通路の幅は、客席の床面積の合計が300平方メートル以下のときは1.5メートル以上とし、300平方メートルを超えるときは1.5メートルに300平方メートルを超える客席の床面積60平方メートル又はその端数を増すごとに15センチメートルを加えた幅以上としなければならない。ただし、同項の出口から道路の境界線までの距離が10メートル以下の敷地内通路の幅は、1.5メートル以上とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、興行場等の用途に供する建築物であって階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものについては、第1項の敷地内通路の幅を90センチメートル以上とすることができる。

4 第1項の敷地内通路には、3段以下の段を設けてはならない。

5 主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造の興行場等にあつては、第1項の敷地内通路に相当する部分に、前条第2項各号に定める構造の歩廊を設けることができる。

(屋外への出口の幅)

第42条 興行場等の客用の屋外への出口の幅は1.2メートル以上とし、その幅の合計はその出口を使用して避難する客席の床面積の合計10平方メートルにつき、主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造の建築物にあつては17センチメートル以上、その他のものにあつては20センチメートル以上としなければならない。

2 第40条第1項に定める前面空地に面する客用の屋外への主要な

壁は、その外周の長さの5分の3以上が幅1.5メートル以上の空地に面していなければならない。

(敷地内通路)

第41条 興行場等の客用の屋外への出口が道路、公園、広場又は前条第1項に規定する前面空地に直接面しない場合には、その出口からこれらに通ずる敷地内通路を設けなければならない。

2 前項の敷地内通路の幅は、客席の床面積の合計が300平方メートル以下のときは1.5メートル以上とし、300平方メートルを超えるときは1.5メートルに300平方メートルを超える客席の床面積60平方メートル又はその端数を増すごとに15センチメートルを加えた幅以上としなければならない。ただし、同項の出口から道路の境界線までの距離が10メートル以下の敷地内通路の幅は、1.5メートル以上とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、興行場等の用途に供する建築物であって階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものについては、第1項の敷地内通路の幅を90センチメートル以上とすることができる。

4 第1項の敷地内通路には、3段以下の段を設けてはならない。

5 特定主要構造部又は屋根を除く特定主要構造部が耐火構造の興行場等にあつては、第1項の敷地内通路に相当する部分に、前条第2項各号に定める構造の歩廊を設けることができる。

(屋外への出口の幅)

第42条 興行場等の客用の屋外への出口の幅は1.2メートル以上とし、その幅の合計はその出口を使用して避難する客席の床面積の合計10平方メートルにつき、特定主要構造部又は屋根を除く特定主要構造部が耐火構造の建築物にあつては17センチメートル以上、その他のものにあつては20センチメートル以上としなければならない。

2 第40条第1項に定める前面空地に面する客用の屋外への主要な

出口の幅の合計は、前項に定める幅の合計の3分の1以上としなければならない。

(略)

(廊下及び広間の類)

第44条 興行場等の用途に供する建築物の各階には、客席の両側及び後方に廊下又は広間の類を設けなければならない。ただし、客席からずい道を設け、廊下若しくは広間の類に通じている場合で避難上支障がないとき又は客席が避難階にあり、かつ、客席の側面に設ける出口が直接道路、公園、幅員が3メートル以上の敷地内通路その他避難上安全な場所に面している場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、その階における客席の床面積の合計が150平方メートル(主要構造部又は屋根を除く主要構造部が耐火構造のものにあつては、300平方メートル)以内の場合には、同項に規定する客席の両側に設ける廊下又は広間の類は、片側とすることができる。

3 前2項の廊下又は広間の類は、客席と混用されないように壁で客席と区画しなければならない。

4 興行場等の客用の廊下及び広間の類は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 廊下の幅は、当該廊下を使用する客席の床面積の合計の区分に応じて、次の表に掲げる幅とすること。

客席の床面積の合計	廊下の幅
200平方メートル以下のもの	1.2メートル以上
200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	1.3メートル以上
300平方メートルを超えるもの	1.3メートルに300平方メートルを超える客席の床面積60平方メートル

出口の幅の合計は、前項に定める幅の合計の3分の1以上としなければならない。

(略)

(廊下及び広間の類)

第44条 興行場等の用途に供する建築物の各階には、客席の両側及び後方に廊下又は広間の類を設けなければならない。ただし、客席からずい道を設け、廊下若しくは広間の類に通じている場合で避難上支障がないとき又は客席が避難階にあり、かつ、客席の側面に設ける出口が直接道路、公園、幅員が3メートル以上の敷地内通路その他避難上安全な場所に面している場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、その階における客席の床面積の合計が150平方メートル(特定主要構造部又は屋根を除く特定主要構造部が耐火構造のものにあつては、300平方メートル)以内の場合には、同項に規定する客席の両側に設ける廊下又は広間の類は、片側とすることができる。

3 前2項の廊下又は広間の類は、客席と混用されないように壁で客席と区画しなければならない。

4 興行場等の客用の廊下及び広間の類は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 廊下の幅は、当該廊下を使用する客席の床面積の合計の区分に応じて、次の表に掲げる幅とすること。

客席の床面積の合計	廊下の幅
200平方メートル以下のもの	1.2メートル以上
200平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	1.3メートル以上
300平方メートルを超えるもの	1.3メートルに300平方メートルを超える客席の床面積60平方メートル

ル又はその端数を増すごとに10センチメートルを加えた数値以上

- (2) 廊下及び広間の類には、3段以下の段を設けないこと。
- (3) 廊下及び広間の類は、避難階若しくは地上に通ずる直通階段又は第42条第1項に規定する出口に通ずること。

5 興行場等の客席から廊下又は広間の類に通ずる出口の戸は、開閉する場合において、当該廊下又は広間の類の幅の2分の1以上を閉鎖することのないようにし、かつ、避難の障害にならないように設置すること。

(略)

(主階が避難階以外の階にある興行場等)

第49条 主階が避難階以外の階にある興行場等の用途に供する建築物にあつては、第40条及び第42条第2項の規定は、適用しない。

2 主階が避難階以外の階にある興行場等の用途に供する建築物の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 建築物の2階から4階までの階又は地階に興行場等の主階を設ける場合には、直通階段の1以上を避難階段又は特別避難階段とすること。
- (2) 建築物の地階に主階を設ける場合には、客席の床面積の合計は、200平方メートル以内とし、かつ、客席の床面は、地盤面下6メートル以内とすること。
- (3) 建築物の5階以上の階に主階を設ける場合には、避難の用に供することができる屋上広場を設け、かつ、主階のある階及び屋上広場に通ずる2以上の直通階段を設け、これを避難階段又は特別避難階段とすること。

3 前項第3号の屋上広場については、第36条の規定を準用する。

4 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除

ル又はその端数を増すごとに10センチメートルを加えた数値以上

- (2) 廊下及び広間の類には、3段以下の段を設けないこと。
- (3) 廊下及び広間の類は、避難階若しくは地上に通ずる直通階段又は第42条第1項に規定する出口に通ずること。

5 興行場等の客席から廊下又は広間の類に通ずる出口の戸は、開閉する場合において、当該廊下又は広間の類の幅の2分の1以上を閉鎖することのないようにし、かつ、避難の障害にならないように設置すること。

(略)

(主階が避難階以外の階にある興行場等)

第49条 主階が避難階以外の階にある興行場等の用途に供する建築物にあつては、第40条及び第42条第2項の規定は、適用しない。

2 主階が避難階以外の階にある興行場等の用途に供する建築物の構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 建築物の2階から4階までの階又は地階に興行場等の主階を設ける場合には、直通階段の1以上を避難階段又は特別避難階段とすること。
- (2) 建築物の地階に主階を設ける場合には、客席の床面積の合計は、200平方メートル以内とし、かつ、客席の床面は、地盤面下6メートル以内とすること。
- (3) 建築物の5階以上の階に主階を設ける場合には、避難の用に供することができる屋上広場を設け、かつ、主階のある階及び屋上広場に通ずる2以上の直通階段を設け、これを避難階段又は特別避難階段とすること。

3 前項第3号の屋上広場については、第36条の規定を準用する。

4 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に供する建築物(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満のものを除

く。)は、法第27条第1項の規定に適合する建築物(その主要構造部の性能が政令第107条各号又は政令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合するものに限る。)としなければならない。

(略)

#### 第8節 公衆浴場

(建築物の一部に設ける公衆浴場の構造)

第51条 公衆浴場の用途に供する建築物にあつては、次の各号のいずれかに該当する部分の主要構造部を耐火構造としなければならない。

- (1) 浴室の部分の直上に階のある場合においては、浴室の直上の部分の床から下の部分
- (2) 浴室の直下に階のある場合においては、浴室の床から下の部分

(略)

#### 第9節 自動車車庫及び自動車修理工場

(自動車用の出口)

第53条 自動車車庫(その用途に供する部分の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、その用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この条において同じ。))が50平方メートル以内のものを除く。以下この節において同じ。)又は自動車修理工場の敷地の自動車用の出口は、次の各号のいずれかに面する場所に設けてはならない。ただし、市長が自動車車庫若しくは自動車修理工場の規模若しくは周囲の状況により通行上支障がないと認めて許可した場合又は消防用自動車の車庫については、この限りでない。

- (1) 幅員が6メートル未満の道路
- (2) 道路(幅員が6メートル未満の道路を除く。)の交差点又は曲

く。)は、法第27条第1項の規定に適合する建築物(その特定主要構造部の性能が政令第107条各号又は政令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合するものに限る。)としなければならない。

(略)

#### 第8節 公衆浴場

(建築物の一部に設ける公衆浴場の構造)

第51条 公衆浴場の用途に供する建築物にあつては、次の各号のいずれかに該当する部分の特定主要構造部を耐火構造としなければならない。

- (1) 浴室の部分の直上に階のある場合においては、浴室の直上の部分の床から下の部分
- (2) 浴室の直下に階のある場合においては、浴室の床から下の部分

(略)

#### 第9節 自動車車庫及び自動車修理工場

(自動車用の出口)

第53条 自動車車庫(その用途に供する部分の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合は、その用途に供する部分の床面積の合計をいう。以下この条において同じ。))が50平方メートル以内のものを除く。以下この節において同じ。)又は自動車修理工場の敷地からの自動車用の出口は、次の各号のいずれかに面する場所に設けてはならない。ただし、市長が自動車車庫若しくは自動車修理工場の規模若しくは周囲の状況により通行上支障がないと認めて許可した場合又は消防用自動車の車庫については、この限りでない。

- (1) 幅員が6メートル未満の道路
- (2) 道路(幅員が6メートル未満の道路を除く。)の交差点又は曲

がり角(120度を超えるものを除く。)から5メートル以内の道路

(3) 踏切から10メートル以内の道路

(4) 縦断勾配が12パーセントを超える坂

2 前項第1号の規定は、建築物に附属する自動車車庫(その用途に供する部分の床面積の合計が同一敷地内にある建築物の延べ面積の合計の2分の1以内のものに限る。)の出口が、床面積の合計の区分に応じて、次の表に掲げる幅員の道路に面する場合は、適用しない。

建築物に附属する自動車車庫の床面積の合計	道路の幅員と空地の有無	
	空地を設けない場合	空地を設ける場合
150平方メートル以下のもの	4メートル以上 (法第42条第2項の道路を含む。)	4メートル以上 (法第42条第2項の道路を含む。)
150平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	5メートル以上	4メートル以上 (法第42条第2項の道路を含む。)
300平方メートルを超えるもの	6メートル以上	4メートル以上 (法第42条第2項の道路を除く。)

1 この表において、「空地」とは、自動車用の出口が面する幅員4メートル以上の道路とこれに接する敷地の部分について、6メートル以上の間口及び当該道路を含む6メートル以上の奥行き(当該道路の反対側の境界線(当該道路が法第42条第2項の規定により指定された道である場合には、道の反対側の境界線)からの水平距離)を有する道路状に整備された部分をいう。

2 この表において、「法第42条第2項の道路」とは、法第42条第2項の規定により指定された道と同項の規定により道路の境界線とみなされる線との間に存する敷地の部分を道路として築造されたものをいう。

がり角(120度を超えるものを除く。)から5メートル以内の道路

(3) 踏切から10メートル以内の道路

(4) 縦断勾配が12パーセントを超える坂

2 前項第1号の規定は、建築物に附属する自動車車庫(その用途に供する部分の床面積の合計が同一敷地内にある建築物の延べ面積の合計の2分の1以内のものに限る。)の敷地からの出口が、床面積の合計の区分に応じて、次の表に掲げる幅員の道路に面する場合は、適用しない。

建築物に附属する自動車車庫の床面積の合計	道路の幅員と空地の有無	
	空地を設けない場合	空地を設ける場合
150平方メートル以下のもの	4メートル以上 (法第42条第2項の道路を含む。)	4メートル以上 (法第42条第2項の道路を含む。)
150平方メートルを超え300平方メートル以下のもの	5メートル以上	4メートル以上 (法第42条第2項の道路を含む。)
300平方メートルを超えるもの	6メートル以上	4メートル以上 (法第42条第2項の道路を除く。)

1 この表において、「空地」とは、自動車用の出口が面する幅員4メートル以上の道路とこれに接する敷地の部分について、6メートル以上の間口及び当該道路を含む6メートル以上の奥行き(当該道路の反対側の境界線(当該道路が法第42条第2項の規定により指定された道である場合には、道の反対側の境界線)からの水平距離)を有する道路状に整備された部分をいう。

2 この表において、「法第42条第2項の道路」とは、法第42条第2項の規定により指定された道と同項の規定により道路の境界線とみなされる線との間に存する敷地の部分を道路として築造されたものをいう。

3 建築物に附属する自動車車庫が2以上ある場合で、その敷地が2以上の道路に接し、かつ、それぞれの自動車用の出口がそれぞれの道路に面するときにおける当該自動車車庫に係る前項の規定の適用については、同項の表中「自動車車庫」とあるのは「2以上の自動車車庫」と、「合計」とあるのは「それぞれの自動車車庫ごとの合計」と、「自動車用の出口」とあるのは「自動車車庫ごとの自動車用の出口」とする。

4 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物の自動車用の出口は、道路の境界線から1メートル以上後退して設けなければならない。

(構造)

第54条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以上150平方メートル未満のものは、主要構造部を準耐火構造とし、又は主要構造部である柱及びはりを通火材料で、その他の主要構造部を準不燃材料で造らなければならない。

2 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、自動車を収容する部分が次の各号のいずれかに該当するものは、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。ただし、法第68条の10の規定による型式適合認定を受けた自走式自動車車庫(駐車のために供する部分への移動を自動車を運転して走行することにより行う形式の自動車車庫をいう。)についてはこの限りでない。

- (1) 1階以外の階にあるもの
- (2) その部分のある階の上に2以上の階があるもの
- (3) その部分のある階の直上階の床面積が100平方メートル以上のもの

3 建築物に附属する自動車車庫が2以上ある場合で、その敷地が2以上の道路に接し、かつ、それぞれの自動車用の出口がそれぞれの道路に面するときにおける当該自動車車庫に係る前項の規定の適用については、同項の表中「自動車車庫」とあるのは「2以上の自動車車庫」と、「合計」とあるのは「それぞれの自動車車庫ごとの合計」と、「自動車用の出口」とあるのは「自動車車庫ごとの自動車用の出口」とする。

4 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物の自動車用の出口は、道路の境界線から1メートル以上後退して設けなければならない。

(構造)

第54条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以上150平方メートル未満のものは、主要構造部を準耐火構造(特定主要構造部を耐火構造とする場合を含む。)とし、又は主要構造部である柱及びはりを通火材料で、その他の主要構造部を準不燃材料で造らなければならない。

2 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、自動車を収容する部分が次の各号のいずれかに該当するものは、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物としなければならない。ただし、法第68条の10の規定による型式適合認定を受けた自走式自動車車庫(駐車のために供する部分への移動を自動車を運転して走行することにより行う形式の自動車車庫をいう。)についてはこの限りでない。

- (1) 1階以外の階にあるもの
- (2) その部分のある階の上に2以上の階があるもの
- (3) その部分のある階の直上階の床面積が100平方メートル以上のもの

3 前項本文の規定は、自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、自動車を収容する部分が次の各号に該当するときは、適用しない。

- (1) 建築物の1階のみに設けられているとき。
- (2) 床面積の合計が100平方メートル未満であるとき。
- (3) 主要構造部(直上階の床を含む。)が1時間準耐火基準に適合する準耐火構造であり、自動車を収容する部分とその他の部分とを1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁、床又は特定防火設備で区画しているとき。

(新設)

(略)

## 第7章 雑則

(略)

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

第60条 法第86条第1項から第4項まで又は法第86条の2第1項から第3項までの規定による認定又は許可を受けた建築物については、第7条、第8条、第20条、第24条、第26条、第33条、第39条及び第53条の規定は、適用しない。

2 法第86条の4第1項各号のいずれかに該当する建築物について第27条第1項若しくは第2項、第29条、第49条第4項又は第54条第2項本文の規定を適用する場合には、法第86条の4第1項第1号イに該当する建築物は耐火建築物と、同号ロに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。

(略)

3 前項本文の規定は、自動車車庫又は自動車修理工場の用途に供する建築物で、自動車を収容する部分が次の各号に該当するときは、適用しない。

- (1) 建築物の1階のみに設けられているとき。
- (2) 床面積の合計が100平方メートル未満であるとき。
- (3) 主要構造部(直上階の床を含む。)が1時間準耐火基準に適合する準耐火構造(特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。)であり、自動車を収容する部分とその他の部分とを1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁、床又は特定防火設備で区画しているとき。

4 前3項に規定する基準の適用上一の建築物であっても別の建築物とみなすことができる部分として政令第109条の8に規定する部分が2以上ある建築物の当該建築物の部分は、前3項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(略)

## 第7章 雑則

(略)

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和)

第60条 法第86条第1項から第4項まで又は法第86条の2第1項から第3項までの規定による認定又は許可を受けた建築物については、第7条、第8条、第20条、第24条、第26条、第33条、第39条及び第53条の規定は、適用しない。

2 法第86条の4第1項各号のいずれかに該当する建築物について第27条第1項若しくは第2項、第29条第1項、第49条第4項又は第54条第2項本文の規定を適用する場合には、法第86条の4第1項第1号イに該当する建築物は耐火建築物と、同号ロに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。

(略)

第62条 法第3条第2項の規定により、第7条、第8条、第22条、第24条、第29条、第30条、第33条から第35条まで、第39条から第47条まで、第51条又は第54条の規定の適用を受けない建築物に係る当該建築物の主たる用途に供する部分以外の部分で、その床面積の合計が50平方メートル以内の増築又は改築については、これらの規定は、適用しない。

2 法第3条第2項の規定により、第7条、第8条、第19条、第21条、第24条、第26条、第29条、第33条から第35条まで、第37条から第40条まで、第49条、第53条又は第54条の規定の適用を受けない建築物に係る増築又は改築について、市長が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低くなると認め、又は特別の事情によりやむを得ないと認めて許可した場合には、これらの規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により、第7条、第8条、第19条、第21条、第22条、第24条、第26条、第29条、第30条、第33条から第35条まで、第37条から第47条まで、第49条、第51条、第53条、第54条又は第59条の6の規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの規定は、適用しない。

4 法第3条第2項の規定により、第13条第1項、第14条第1項、第18条又は第59条の8から第59条の10までの規定の適用を受けない建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に係る増築又は改築については、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対して、これらの規定は、適用しない。

5 法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により、第59条の6の規定の適用を受けない建築物に係る建築(政令第137条の8各号に定める範囲内の増築又は改築及び建築物の用途を変更しない建築で、建築後における延べ面積が政令第137条に規定する基準時(以下「基準時」という。)における当該延

第62条 法第3条第2項の規定により、第7条、第8条、第22条、第24条、第29条、第30条、第33条から第35条まで、第39条から第47条まで、第51条又は第54条の規定の適用を受けない建築物に係る当該建築物の主たる用途に供する部分以外の部分で、その床面積の合計が50平方メートル以内の増築又は改築については、これらの規定は、適用しない。

2 法第3条第2項の規定により、第7条、第8条、第19条、第21条、第24条、第26条、第29条、第33条から第35条まで、第37条から第40条まで、第49条、第53条又は第54条の規定の適用を受けない建築物に係る増築又は改築について、市長が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低くなると認め、又は特別の事情によりやむを得ないと認めて許可した場合には、これらの規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により、第7条、第8条、第19条、第21条、第22条、第24条、第26条、第29条、第30条、第33条から第35条まで、第37条から第47条まで、第49条、第51条、第53条、第54条又は第59条の6の規定の適用を受けない建築物に係る大規模の修繕又は大規模の模様替については、これらの規定は、適用しない。

4 法第3条第2項の規定により、第13条第1項、第14条第1項、第18条又は第59条の8から第59条の10までの規定の適用を受けない建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に係る増築又は改築については、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対して、これらの規定は、適用しない。

5 法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により、第59条の6の規定の適用を受けない建築物に係る建築(政令第137条の8各号に定める範囲内の増築又は改築及び建築物の用途を変更しない建築で、建築後における延べ面積が政令第137条に規定する基準時(以下「基準時」という。)における当該延

べ面積を超えないものに限る。)については、第59条の6の規定は、適用しない。

6 法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により、第59条の7の規定の適用を受けない建築物に係る建築(建築物の用途を変更しない建築で、建築後における建築面積が基準時における当該建築面積を超えないものに限る。)については、同条の規定は、適用しない。

7 法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合に限る。)の規定により、第59条の9の規定の適用を受けない建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に係る増築又は改築については、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対して、同条の規定は、適用しない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

べ面積を超えないものに限る。)については、第59条の6の規定は、適用しない。

6 法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定により、第59条の7の規定の適用を受けない建築物に係る建築(建築物の用途を変更しない建築で、建築後における建築面積が基準時における当該建築面積を超えないものに限る。)については、同条の規定は、適用しない。

7 法第3条第2項(法第86条の9第1項において準用する場合に限る。)の規定により、第59条の9の規定の適用を受けない建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に係る増築又は改築については、当該増築又は改築をする部分以外の部分に対して、同条の規定は、適用しない。

8 法第3条第2項の規定により、第9条又は第23条の規定の適用を受けない建築物における屋根又は外壁に係る大規模の修繕又は大規模の模様替であって、当該建築物の避難の安全上支障とならないものについては、これらの規定は、適用しない。

9 法第3条第2項の規定により、第56条の規定の適用を受けない建築物における屋根又は外壁に係る全ての大規模の修繕又は大規模の模様替については、同条の規定は、適用しない。

10 法第3条第2項の規定により、第59条の3の規定の適用を受けない建築物に係る用途の変更(当該変更後に当該建築物の利用者の増加が見込まれないものを除く。)を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であって、市長が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、同条の規定は、適用しない。

11 法第3条第2項の規定により、第59条の4の規定の適用を受けない建築物に係る形態の変更(他の建築物の利便その他周囲の環境の維持又は向上のため必要なものを除く。)を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替であって、市長が通行上、安全上、防火上及び衛生

(新設)

(略)

(耐火性能検証法等による適用の特例)

第65条 政令第108条の4第3項に規定する建築物に対する第21条、第23条第2項、第24条第2項、第28条、第31条第1項、第35条第2号、第40条第2項、第41条第5項、第42条第1項、第44条第2項、第51条、第52条第1項、第54条第1項及び第3項第3号、第56条第1号並びに第57条第2号の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 政令第108条の4第4項に規定する建築物に対する第35条第2号、第52条第1項、第54条第3項第3号及び第56条第1号の規定の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と、当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設備の構造は特定防火設備とみなし、前項に掲げる規定(第35条第2号、第52条第1項、第54条第3項第3号及び第56条第1号の規定を除く。)の適用については、当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

(略)

上支障がないと認めるものについては、同条の規定は、適用しない。

12 法第3条第2項の規定により、第59条の3、第59条の4又は第59条の6から第59条の10までの規定の適用を受けない建築物に係る用途の変更については、これらの規定は、適用しない。

(略)

(耐火性能検証法等による適用の特例)

第65条 政令第108条の4第3項に規定する建築物に対する第21条、第23条第2項、第24条第2項、第28条、第31条第1項、第35条第2号、第40条第2項、第41条第5項、第42条第1項、第44条第2項、第51条、第52条第1項、第54条第1項及び第3項第3号、第56条第1号並びに第57条第2号の規定の適用については、当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 政令第108条の4第4項に規定する建築物に対する第35条第2号、第52条第1項、第54条第3項第3号及び第56条第1号の規定の適用については、当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造と、当該建築物の特定主要構造部である床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設備の構造は特定防火設備とみなし、前項に掲げる規定(第35条第2号、第52条第1項、第54条第3項第3号及び第56条第1号の規定を除く。)の適用については、当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。